

年金積立金管理運用独立行政法人の業務方法書の変更（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項及び年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号）<u>第1条の2</u>の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>（業務運営の基本方針）</p> <p>第3条 管理運用法人は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画（当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画とする。以下同じ。）によるほか、通則法、個別法及び関係法令に定めるところにより、安全かつ効率的に年金積立金（個別法第3条に規定する年金積立金及び同法第24条第2項に規定する業務上の余裕金をいう。以下同じ。）の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資するものとする。</p> <p>第4条 管理運用法人は、個別法第18条第1号に定める業務（以下「管理運用業務」という。）の運営に関し、厚生年金</p>	<p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項及び年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号）<u>第1条</u>の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>（業務運営の基本方針）</p> <p>第3条 管理運用法人は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画（当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画とする。以下同じ。）によるほか、通則法、個別法及び関係法令に定めるところにより、安全かつ効率的に年金積立金（個別法第3条に規定する年金積立金及び同法第24条第2項に規定する業務上の余裕金<u>並びに同法附則第9条第1項に規定する承継資金運用勘定に係る資産</u>をいう。以下同じ。）の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資するものとする。</p> <p>第4条 管理運用法人は、個別法第18条第1号に定める業務（<u>同法附則第8条に規定する業務を含む。</u>以下「管理運用業</p>

改正案	現行
<p>保険及び国民年金の関係行政庁との連絡を密にし、これらの制度の運営に関する政府の施策に即応するよう留意するものとする。</p> <p>第2章 資金等の管理及び運用</p> <p>(管理及び運用の基本的考え方)</p> <p>第5条 管理運用法人は、次に掲げる事項を踏まえ、年金積立金の管理及び運用を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 年金積立金の管理及び運用に当たっては、<u>専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り</u>、受託者責任(慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守)を徹底すること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 管理運用法人は、前項に掲げる事項に留意しつつ、次の各号に従い年金積立金の管理運用業務を実施する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 管理運用法人は、年金積立金の運用の効率化に資するため、<u>個別法第21条第1項第3号イの運用方法による運用対象資産</u>の一部について自ら管理及び運用を行うものとする。</p> <p>(12)～(15) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4章 競争入札<u>その他</u>契約に関する基本的事項</p>	<p>務」という。)の運営に関し、厚生年金保険及び国民年金の関係行政庁との連絡を密にし、これらの制度の運営に関する政府の施策に即応するよう留意するものとする。</p> <p>第2章 資金等の管理及び運用</p> <p>(管理及び運用の基本的考え方)</p> <p>第5条 管理運用法人は、次に掲げる事項を踏まえ、年金積立金の管理及び運用を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 年金積立金の管理及び運用に当たっては、<u>責任体制の明確化を図るとともに</u>、受託者責任(慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守)を徹底すること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 管理運用法人は、前項に掲げる事項に留意しつつ、次の各号に従い年金積立金の管理運用業務を実施する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 管理運用法人は、年金積立金の運用の効率化に資するため、<u>国内債券及び短期資産</u>の一部について自ら管理及び運用を行うものとする。</p> <p>(12)～(15) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4章 競争入札<u>等</u>他契約に関する基本的事項</p>